

生駒市条例第 17 号

生駒市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 6 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市公告式条例の一部を改正する条例

生駒市公告式条例（昭和 25 年 9 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「除くほか、」を「公布しようとするとき、又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項の規定は、」を「前条第 2 項の規定は、規則及び」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「定める」の次に「規則及び」を加え、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「とあるは」を「とあるのは」に改め、「当該機関名」の次に「又は当該機関の代表者名」を、「当該機関印」の次に「又は当該機関の代表者印」を加え、同項を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。